

平成二十二年三月十九日受領  
答弁第二三五号

内閣衆質一七四第二三五号

平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に  
対する千葉景子法務大臣の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等檢察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の対応に関する再質問に対する答弁書

一、二及び四について

個々の週刊誌の記事の内容に関し、政府として答弁することは差し控えるが、一般論として申し上げれば、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄である場合は、それぞれの事案及び記事の内容に応じて、捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、必要に応じて抗議をすることを含め、適宜適切に対処しているものと承知している。

前回答弁書（平成二十二年三月九日内閣衆質一七四第一八九号）一については、個々の新聞・週刊誌等の記事に対する捜査機関の対処が異なり得ることについて、一般論としてお答えしたものである。

三について

特定の新聞の記事が個々の読者に与える影響については、政府としてお答えすべき立場にはない。